

船橋設備規則

規
則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 96 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 96 号
船橋設備規則の一部を改正する規則

「船橋設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船橋設備の検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期*

-2.(3)を次のように改める。

- 2. 維持検査は、次の間隔で行わなければならない。
 - (1) 定期検査は、**鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(3)**に規定する時期に行う。
 - (2) 年次検査は、**鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)**に規定する時期に行う。
 - (3) 前**(1)**及び**(2)**にかかわらず、臨時検査にあつては、定期検査及び年次検査の時期以外であつて、次のいずれかに該当するとき。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。
 - (a) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき又はこれを修理若しくは新換するとき
 - (b) 設備の改造又は変更を行うとき
 - (c) その他、本会が検査を行う必要があると判断したとき
 - (4) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であつて、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則

- 1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

船橋設備規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 64 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 64 号
船橋設備規則検査要領の一部を改正する達

「船橋設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 船橋設備の検査

2.1 として次の 1 節を加える。

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

規則 2.1.2-2.(3)にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。